

監査公表第 10 号
平成 28 年（2016 年）3 月 25 日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	宮	村	素	子
同	涌	井	国	夫

包括外部監査の結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定により、札幌市包括外部監査人から包括外部監査の結果に関する報告が提出されましたので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定に基づき、別添のとおり公表します。

包括外部監査の結果報告書 (平成27年度)

市税事務について

平成28年3月

札幌市包括外部監査人

久保 英樹

目次

第1 外部監査の概要	1
1.1 外部監査の種類	1
1.2 外部監査のテーマ	1
1.2.1 選定したテーマ	1
1.2.2 テーマの選定理由	1
1.3 外部監査の実施期間	1
1.4 外部監査の方法	2
1.4.1 監査の要点	2
1.4.2 監査の範囲	2
1.4.3 監査の手続	2
1.5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	3
1.5.1 包括外部監査人	3
1.5.2 外部監査補助者	3
1.6 利害関係	3
1.7 計算単位	4
第2 監査対象の概要	5
2.1 札幌市の歳入と市税について	5
2.2 税政部及び各市税事務所の組織	10
2.3 札幌市の市税及び収納管理の概要と札幌市の現状	19
2.3.1 個人市民税	20
2.3.2 法人市民税	31
2.3.3 固定資産税及び都市計画税	35
2.3.4 軽自動車税	43
2.3.5 市たばこ税	46
2.3.6 入湯税	47
2.3.7 事業所税	47
2.3.8 特別土地保有税	48
2.3.9 市税の収納管理	49

第3	外部監査の結果	51
3.1	指摘事項及び意見等の基準について	51
3.1.1	総合的視点から	51
3.2	各税目等について	53
3.2.1	個人市民税	53
3.2.2	法人市民税	81
3.2.3	固定資産税及び都市計画税	88
3.2.4	軽自動車税	124
3.2.5	市たばこ税	128
3.2.6	入湯税	130
3.2.7	事業所税	133
3.2.8	特別土地保有税	141
3.2.9	滞納整理事務	143
3.3	固定資産税の評価・賦課に対する救済制度	200
3.4	市税の管理システムの構築について	209
第4	監査の結果として	222